

(滞納者あて)

# 差押調書 ( 謄 本 )

奥納第 2025 号  
令和 2 年 2 月 12 日

270-1112

千葉県我孫子市新木2641番地2

太田 光史 様

岩手県奥州市長 小沢 昌記



下記滞納市税が、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該市税、督促手数料、延滞金及び滞納処分費を徴収するため、国税徴収法第47条の規定により下記財産を差押えましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作成します。なお、この差押後は下記財産の取立てその他の処分をすることができません。

滞納者	住(居)所	千葉県我孫子市新木2641番地2	
	氏名	太田 光史	
滞納金額	550,400円 (内訳は別紙明細書のとおり)		※滞納処分費 880円
差押財産	債務者住所	千葉県千葉市中央区富士見1-11-11	
	債務者氏名	京葉銀行	
債権の種類	滞納者が債務者に対して有する下記預金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権 記 1 預金の種類 普通預金 2 口座番号 7719271 3 金額 金 105,171円 (内滞納処分費 金 880円) 4 取扱支店 湖北台支店 5 利息の金額 約定により計算した金額 以下余白		
履行期限	即時		
備考	・延滞金は、便宜上この調書作成日までの金額を概算したもので、履行期限によっては、増額することが見込まれます。 ・上記差押の効力は、滞納金額(加算された延滞金を含む)の完納と同時に解除または抹消となります。		

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求することができます。  
この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(市長が被告の代表となります。)提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことについて正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

[連絡先] 023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地 奥州市財務部納税課滞納整理係  
電話0197(24)2111

整理番号 43101212